

平成 24 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 奥 田 隆 司
(コード番号 6 7 5 3)
問合せ先 広報室長 澁 谷 明 典
TEL 大阪 (06)6621-1272
東京 (03)5446-8205

経営改善対策の実施について

当社は、平成 24 年 9 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり、人件費削減を中心とした経営改善対策を行うことについて決定しましたのでお知らせいたします。労働組合との協議が必要な内容については、本日労働組合に申し入れを行いましたので合わせてお知らせいたします。

記

1. 経営改善対策を実施する理由

シャープグループは業績回復に向けて、事業構造改革並びに財務体質改善に取り組んでおり、固定費削減の一環として、希望退職(平成 24 年 8 月 28 日付「希望退職の募集について」にて公表)を始めとする人件費の削減に取り組んでおります。一方、グループを取り巻く事業環境は、厳しさを増しており、このような事業環境に対応していくためには、回復に向けた財務体質の改善をより確かなものとする必要があり、人件費においても一層の削減が必要と判断し、以下の対策を行うことといたしました。

2. 経営改善対策の内容

(1)管理職への対策

①給与減額

既に平成 24 年 4 月より 5%の減額を行っておりますが「10%の減額」とします。

実施期間：平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月

②賞与の見直し

既に平成 24 年 6 月賞与は、昨年度対比で約 30%の削減を行っておりますが、平成 24 年 12 月賞与、及び平成 25 年 6 月賞与は、平成 24 年 6 月賞与から半減した支給といたします。

③その他

労働組合に申し入れを行った諸手当・福利厚生等の対策の内、管理職も同じ基準が適用されている内容は、労働組合との協議が整い次第、管理職にも実施いたします。

(2)一般社員（組合員）への対策（労働組合申し入れ内容）

一般社員の給与、賞与においても、管理職に準じた減額、見直しの実施、及び諸手当・各種福利厚生制度の休止・減額につき、本日労働組合に対し申し入れを行いました。

今後労働組合との協議が整い次第、実施いたします。

<主な申し入れ項目>

①給与減額

平成24年5月よりの2%の減額を「7%の減額」とし、合わせて基本給以外の諸手当も一律7%減額

実施期間：平成24年10月～平成25年9月

②賞与の見直し

業績連動方式にて決定した水準での平成24年6月賞与支給に対し、平成24年12月賞与、及び平成25年6月賞与は、いずれも半減

③その他

時間外等手当割増率の法定基準までの引き下げ、出張関連手当の引き下げ、福利厚生制度の休止等の対策

3. 今後の見通し

今回の対策の実施（労使協議事項については、申し入れ内容とおりでの協議完了を前提）により、平成25年3月期においては約140億円の固定費削減が見込まれます。

なお、引き続き厳しい経営環境にあることから、平成25年3月期通期連結業績予想については、今後修正が必要となった場合に、速やかに公表いたします。

以 上